

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

- 告示 認定液化石油ガス販売事業者として認定した件 五七〇
- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 五七〇
- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 五七四
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 五七五
- 土地改良事業計画を変更することを認可した件 五七五
- 土地改良法により換地計画を定めた件二件 五七六
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件 五七六

## 告示

### 福島県告示第六百六十六号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の規定により、保安確保機器の設置及び管理の方法についての基準に適合している液化石油ガス販売事業者を次のとおり認定した。

令和六年十二月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
若松ガス株式会社 代表取締役 小山 征弘
- 二 住所  
福島県会津若松市千石町四番十六号
- 三 認定年月日  
令和六年十二月二日

（消防保安課）

### 福島県告示第六百六十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和六年十二月十五日救急病院として認定した。

令和六年十二月十七日

名称  
福島西部病院

所在地  
福島市東中央三丁目一五番地 令和九年一月一四日  
（地域医療課）

福島県知事 内堀雅雄

### 福島県告示第六百六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和六年十二月十七日から令和七年四月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十二月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
衣料のファミリー浅貝店 福島県いわき市常磐湯本町下浅貝七番四
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 1 大規模小売店舗を設置する者  
名称 株式会社マルト  
代表者の氏名 代表取締役 安島 浩  
住所 福島県いわき市勿来町窪田十条三番一
  - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者  
名称 株式会社ファミリー  
代表者の氏名 代表取締役 安島 ゆみ子  
住所 福島県いわき市勿来町窪田十条三番一
- 三 大規模小売店舗の新設をする日  
令和七年八月六日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
千百十五平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 1 駐車場の位置及び収容台数  
位置 別紙図面のとおり
  - (一) 収容台数 六十台
  - (二) 位置 別紙図面のとおり
  - 2 駐輪場の位置及び収容台数  
位置 別紙図面のとおり

福島県告示第六百七十号

- (二) 収容台数 三十二台
  - 3 荷さばき施設的位置及び面積
    - (一) 位置 別紙図面のとおり
    - (二) 面積 四十二・五平方メートル
  - 4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量
    - (一) 位置 別紙図面のとおり
    - (二) 容量 十・九七立方メートル
  - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
      - 開店時刻 午前八時
      - 閉店時刻 午後九時
    - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
      - 午前七時四十五分から午後九時十五分まで
    - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
      - (一) 数 二箇所
      - (二) 位置 別紙図面のとおり
    - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
      - (一) FM①棟・FM②棟 午前八時から午後六時まで
      - (二) TN棟 午前七時から午前七時四十五分まで
  - 七 届出年月日
    - 令和六年十二月五日
- (「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)  
(商業まちづくり課)

福島県告示第六百六十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年十二月十七日から令和七年一月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
    - 福島県知事 内 堀 雅 雄
    - マルトSC城東店 福島県いわき市平字城東一丁目七番三ほか
  - 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
    - 意見なし。
- (商業まちづくり課)

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、楡葉町土地改良区が楡葉町土地改良区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて、令和六年十二月六日認可した。

令和六年十二月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
(農村計画課)

福島県告示第六百七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第二項の規定により、馬場西地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和六年十二月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
    - 換地計画書の写し
  - 二 縦覧の期間
    - 令和六年十二月十八日から
    - 令和七年一月十四日まで
  - 三 縦覧の場所
    - 南相馬市役所
- (農村基盤整備課)

福島県告示第六百七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第二項の規定により、梁田地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和六年十二月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
    - 換地計画書の写し
  - 二 縦覧の期間
    - 令和六年十二月十八日から
    - 令和七年一月十四日まで
  - 三 縦覧の場所
    - 会津美里町役場
- (農村基盤整備課)

公 告

## 公告第二百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、大熊町から富岡都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和六年十二月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

## 公告第二百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、大熊町から富岡都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和六年十二月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）